

(様式第 2 号)

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	健康推進課
委託業務名	令和 7 年度に特定健康診査を実施した者に係る令和 8 年度特定保健指導業務
委託業務場所	滋賀県内の各医療機関
概要	令和 7 年度に特定健康診査を受診した者に対し、特定保健指導を実施する。
契約期間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで
契約年月日	令和 8 年 4 月 1 日
契約金額	○令和 7 年度内に初回面接を行い、令和 8 年度に実績評価を行った場合 特定保健指導（動機付け） 1 件につき 1, 886 円 特定保健指導（積極的） 1 件につき 22, 000 円 ○令和 7 年度内に行った特定健康診査に基づき、令和 8 年度に初回面接及び実績評価を行った場合 特定保健指導（動機付け） 1 件につき 9, 429 円 特定保健指導（積極的） 1 件につき 36, 667 円
契約の相手方	〔所在地〕 栗東市糺一丁目 10 番 7 号 〔名称〕 一般社団法人滋賀県医師会
契約相手方の選定理由	市民の利便性や受診機会の確保等を考慮し、滋賀県内の医療機関で受診できるよう県内 19 市町が滋賀県医師会と集合契約を締結するため。
根拠規定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。  
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。